

議案第 7 1 号

藤岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例
の一部改正について

藤岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一
部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 9 年 6 月 8 日提出

平成 2 9 年 6 月 8 日可決

藤岡市長 新 井 利 明

藤岡市条例第 号

藤岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例
の一部を改正する条例

藤岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平
成 2 8 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号イ（イ）及び同条第 2 項の表第 3 号イ（イ）の項中「第
8 条第 1 項第 1 号イ（1）」を「第 1 0 条第 1 号イ（1）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。